

社会福祉法人文珠会

役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は社会福祉法人文珠会(以下「文珠会」という。)
役員等の報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この規程において「役員」等とは、文珠会定款に規定する理事、監事及び評議員の職にあたるものをいう。

(報酬等の種類)

第三条 文珠会役員等には、必要な経費として、日当、宿泊費及び交通費を支給する。

(支給の額)

第四条 文珠会事業執行のために、必要な会議、研修などに出席した役員等には、別表に定める日当、宿泊費及び交通費を支給する

(支給の時期)

第五条 前項に規定する日当は、当該職員の終了後に支給する。

(委任)

第六条 この規程の執行については必要な事項は理事長とする

(別表)

| 日当 | 宿泊費 | 交通費 |
|--------|---------|-----|
| 5,000円 | 12,000円 | 実費 |

附則

この規定は 平成 13 年 5 月 1 日 より施行する。

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正。

平成 18 年 12 月 1 日 一部改正。

平成 22 年 2 月 1 日 一部改正。